

請負・委任・雇用・委託契約の特徴について

契約種類	共通点	契約の目的	成果	対価	責任	労務提供の程度	具体例
請負	他人の労務を利用	特定の仕事をすること	仕事の完成	有償	瑕疵担保責任あり	独立的	建物建設工事請負契約
委任		法律行為等を行うこと	不要	無償 特約により有償とできる	善管注意義務あり		弁護委任契約
雇用		労務に服すること		有償		従属的	
委託		特定の業務を行うこと	業務の完了	民法に委託契約という規定はなく、業務の内容により委託契約の法的性質が決まる。			警備委託業務契約等

請負(民法 第632条)

請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

委任(民法 第643条)

委任は、当事者の一方が法律行為を行うことを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

雇用(民法 第623条)

雇用は、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずる。